

鳥取市まちなか居住推進施策コーディネーター料支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、コーディネーター料支援事業助成金（以下「本助成金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) コーポラティブ方式 住宅購入や建築など志向を同じくする複数の者が組合を結成し、共同して敷地の取得(定期借地権設定による権利取得を含む。)や建物の企画、設計、建築工事等の発注を行い、住宅取得を行う方式
- (2) コーディネーター コーポラティブ方式を行うために必要な設計業務、管理運営、会計事務手続き等の補助を行い、関係者間の調整を行う者

(交付目的)

第3条 本助成金は、鳥取市中心市街地活性化基本計画（平成30年3月23日内閣総理大臣認定）に基づく中心市街地の区域内において、コーポラティブ方式により住宅建設を行おうとする入居者組合に対し、各段階において当該組合の組合員間の調整を行うためのコーディネーターに支払う報酬の一部を助成することにより、組合運営及び建設事業の円滑化を図り、コーポラティブ方式による住宅建設を促進し、まちなか居住の推進を図ることを目的として交付する。

(交付対象事業)

第4条 本助成金の交付対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす事業とする。

- (1) 事業地が鳥取市中心市街地活性化基本計画に基づく中心市街地の区域内の土地であること。
- (2) コーポラティブ方式による住宅建設事業であること。
- (3) 入居者組合が設置されていること。
- (4) 本助成金の交付の決定を受けた日より1年以内に完了する事業であること。

(交付対象者)

第5条 本助成金の交付の対象となる者は、交付対象事業を実施する組合で、組合員にコーディネーターが含まれない者とする。

(交付金の額)

第6条 本助成金は、交付対象事業に係るコーディネーターに支払う報酬の額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、交付対象事業に係る1入居世帯当たり200,000円を限度とする。

(交付申請)

第7条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、別記様式によるものとする。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第4号に規定する書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 入居者組合の設立の契約書等（住戸数等の確認ができるもの）の写し
- (2) コーディネーター契約書等の写し
- (3) 次条に規定するコーディネーターの資格が確認出来る書類（登録証、資格証明書、免許証等の写し等）
- (4) コーディネーターの業務内容に関する書類
- (5) 事業内容の確認出来る書類（事業概要、スケジュール、基本計画等）
（コーディネーターの資格）

第8条 交付対象事業に係るコーディネーターの業務を行うことができる者は、交付対象事業に係る事業計画の実施について、関係法令に基づき必要となる資格を有し、かつ、要件を満たす技術者等である者とする。この場合において、次の各号に掲げるコーディネーターの業務を行う者は、それぞれ当該各号に定める要件を満たさなければならない。

- (1) 設計コーディネーター 建築士事務所の登録を有する者又はその者と雇用関係にあり、かつ、建築士の資格を有する者であること。
- (2) 事業コーディネーター及び設計コーディネーター（これらのコーディネーターについて複数の者で行う場合は、その行う者のいずれかの者）宅地建物取引業の免許を有する者と雇用関係にあり、かつ、宅地建物取引主任者資格登録簿に登録された者であること。
（着手届の提出）

第9条 本助成金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号に規定する市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出は、要しないものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか本助成金に関し必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月21日から施行する。

年 月 日

鳥取市長 様

申請人 住 所
氏 名

補 助 金 等 交 付 申 請 書

年度において、下記のとおり鳥取市まちなか居住推進施策コーディネーター料支援事業助成金の交付を受けたいので、鳥取市補助金等交付規則第4条の規定により申請します。

記

- 1 補助事業等の名称 コーディネーター料支援事業助成金
- 2 補助金(負担金)交付申請額 金 円
- 3 添付書類
 - (1) コーディネーター料支援事業 調書 (別記様式)
 - (2) 入居者組合の設立の契約書等 (住戸数等の確認ができるもの) の写し
 - (3) コーディネーター契約書等の写し
 - (4) コーディネーターの資格が確認出来る書類(登録証、資格証明書、免許証等)の写しなど
 - (5) コーディネーターの業務内容に関する書類
 - (6) 事業内容の確認出来る書類 (事業概要、スケジュール、基本計画等)

別記様式（第7条関係）

コーディネーター料支援事業 調書

事業の位置（地名地番）		鳥取市	
敷地面積		m ²	
事業者(組合)	住所		
	氏名		
コーディネーター	住所		
	事業者名		
	代表者の役職 氏名		
コーディネーターと事業者との契約内容		<input type="checkbox"/> 売買契約 <input type="checkbox"/> 借地契約(30年以上)	
		住宅建設工事の請負契約の時期	年 月
		コーポラティブ方式により建設する 建設戸数	戸
		各戸の延面積	

様式第 2 号(規則第 12 条関係)

年 月 日

鳥取市長 様

補助事業者等 住所

氏名

補助事業等実績報告書

年 月 日付け鳥取市指令受都中第 号をもって、交付決定のありましたコーディネーター料支援事業助成金の実績について、鳥取市補助金等交付規則第 12 条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業等の施行場所
- 2 補助事業等の実施期間
- 3 補助事業等の実施方法
- 4 補助金等の交付決定額とその精算額
- 5 添付書類
 - (1) 事業報告書
 - (2) コーディネーターに支払う報酬額を証する書類
 - (3) 事業内容の経過又は成果を証する書類、写真等